

農業所得者の収支計算

農業所得の金額は、収入金額から必要経費を控除した金額とするが、それぞれどのように計上するかについて説明する。

1 収入金額

① 販売金額 計上する金額 もらった金額(市場手数料等を控除する前の金額)

※12月に請求して1月にもらう場合には、未収として収入金額に入れる。(次の年分については、収入金額に入れない。)

※家事用(自分の家で食べた分)、事業用(自分の収穫したものを種などにして使った分)、贈答用(人にあげた分)についても、収入金額に入れる。

(2)雑収入として計上するもの

① 自主流通米の繰越精算金 受け取った年に計上

② 野菜や果樹共済などの農産物の受取共済金

※自分の身体にかかる共済金、建物などが壊れたことにより受け取る共済金は入らない。

③ 作業受託手数料 など

2. 必要経費

必要経費として計上できるものは、次にかかれるものであるが、その際に領収書はとっておかなければならない。

※経費目安割合を使う場合には、必要経費は一切計上できない。

(1)雇人費 アルバイトの給料、賄費など

※家族の給料として支払ったものについては、原則として必要経費とならない。

(2)小作料・賃借料・土地を借りた場合の地代、農機具の賃貸料、共同施設の利用料

(3)利子割引料・農業をやるために借りた場合の利息

※借入金の返済の際の元金は、必要経費とならない。

(4)租税公課 田畑の固定資産税、農業用自動車の自動車税、農事組合費など

※所得税、住民税、国民健康保険税は入らない。

(5)種苗費 種子代、苗代

※事業用として収入金額に計上した金額があるときは、種苗費に同額を入れるのを忘れないこと。

(6)素蓄費 子牛・子豚などの購入費、種付費

(7)肥料費 化学肥料、たい肥の購入費

(8)飼料費 飼料の購入費

(9)農具費 10万円未満の農具の購入費

※10万円以上のものについては、買った年に1度に必要経費とならず、何年かにわたって必要経費に計上するので、ここには書かない。

(10)農薬・衛生費 農薬費、共同防除負担金など

(11)諸材料費 袋掛用袋、釘、針金の購入費

(12)修繕費 農機具・農業用トラック等の修繕費、ビニールハウスの張替え費用など

(13)動力光熱費・農業用の電気代、ガソリン代

(14)作業用衣料費 作業服、軍手など

※下着、靴下、洋服は入らない。

(15)農業共済掛金 農産物・農業用資産の共済掛金、農業用トラックの損害保険料

※住居の保険料、生命保険料、傷害保険料は入らない。

(16)荷造運賃手数料 包装資材の購入費、運送費

※農協・市場等から振込まれた場合、相殺された手数料はここで必要経費になる。

(17)土地改良費 土地改良区・水利組合の賦課金

(18)雑費 (1)から(17)に入らないもの

※生活費は、必要経費にならない。

3 書類の保存の仕方

(1)収入金額について

① 現金でその場でもらった場合にはその計算の根拠となるものをもっておく。

(相殺される手数料がなければ、帳面に書けばよい。)

② 農協・市場等から振込まれた場合には、必ず仕切書・精算書が着ているはずなので、届いたらすぐに分かるようにしてとっておく。

(2)必要経費について

① 現金で支払った場合には必ず領収書はとっておく習慣はつけておく。

(領収書がどうしてももらえないときは、帳面に忘れずに書いておく。)

② 預金から引落とされる時は、通帳を必ず取っておく。

(どうしても不安なときは、金額の根拠となる書類を取っておくと良い。)